

關係法令等

宅地造成等規制法 抄

昭和36年11月7日法律第191号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地をいう。
- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの（宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。）をいう。
- 三 災害 崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。
- 四 設計 その者の責任において、設計図書（宅地造成に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。）を作成することをいう。
- 五 造成主 宅地造成に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 六 工事施行者 宅地造成に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 七 造成宅地 宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。

第2章 略

第3章 宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等の規制

(宅地造成に関する工事の許可)

第8条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる当該許可の内容（同法第35条の2第5項の規定によりその内容とみなされるものを含む。）に適合し

た宅地造成に関する工事については、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項本文の許可の申請に係る宅地造成に関する工事の計画が次条の規定に適合しないと認めるときは、同項本文の許可をしてはならない。
- 3 都道府県知事は、第1項本文の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

(宅地造成に関する工事の技術的基準等)

第9条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(許可又は不許可の通知)

第10条 都道府県知事は、第8条第1項本文の許可の申請があった場合においては、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

- 2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請者に通知しなければならない。

(国又は都道府県の特例)

第11条 国又は都道府県（指定都市、中核市又は特例市の区域内においては、それぞれ指定都市、中核市又は特例市を含む。以下この条において同じ。）が、宅地造成工事規制区域内において行う宅地造成に関する工事については、国又は都道府県と都道府県知事との協議が成立することをもって第8条第1項本文の許可があったものとみなす。

(変更の許可等)

第12条 第8条第1項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない

- い。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 第8条第1項本文の許可を受けた者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 3 第8条第2項及び第3項並びに前3条の規定は、第1項の許可について準用する。
 - 4 第1項又は第2項の場合における次条の規定の適用については、第1項の許可又は第2項の規定による届出に係る変更後の内容を第8条第1項本文の許可の内容とみなす。

(工事完了の検査)

- 第13条 第8条第1項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了した場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その工事が第9条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を受けなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果工事が第9条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、国土交通省令で定める様式の検査済証を第8条第1項本文の許可を受けた者に交付しなければならない。

(監督処分)

- 第14条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第8条第1項本文若しくは第12条第1項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。
- 2 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内において行われている宅地造成に関する工事で、第8条第1項若しくは第12条第1項の規定に違反して第8条第1項本文若しくは第12条第1項の許可を受けず、これらの許可に付した条件に違反し、又は第9条第1項の規定に適合していないものについては、当該造成主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期間を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。
 - 3 都道府県知事は、第8条第1項若しくは第12条第1項の規定に違反して第8条第1項本文若しくは第12条第1項の許可を受けないで宅地造成に関する工事が施行された宅地又は前条第1項の規定に違反して同項の検査を受けず、若しくは同項の検査の結果工事が第9条第1項の規定に適合していないと認められた宅地については、当該宅地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該造成主に対して、当該宅地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期間を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成に

伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 4 都道府県知事は、第2項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わずに、同項に規定する者に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、第2項又は第3項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくその措置をとることを命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置をとるべき旨及びその期限までにその措置をとらないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

(工事等の届出)

- 第15条 宅地造成工事規制区域の指定の際、当該宅地造成工事規制区域内において行われている宅地造成に関する工事の造成主は、その指定があった日から21日以内に、国土交通省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 宅地造成工事規制区域内の宅地において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第8条第1項本文若しくは第12条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の14日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 3 宅地造成工事規制区域内において、宅地以外の土地を宅地に転用した者（第8条第1項本文若しくは第12条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から14日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(宅地の保全等)

- 第16条 宅地造成工事規制区域内の宅地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成（宅地造成工事規制区域の指定前に行われたものを含む。以下次項、次

条第1項及び第24条において同じ。)に伴う災害が生じないよう、その宅地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

- 2 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地について、宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その宅地の所有者、管理者、占有者、造成主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第17条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、宅地造成に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。

- 2 前項の場合において、同項の宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者(以下この項において「宅地所有者等」という。)以外の者の宅地造成に関する不完全な工事その他の行為によって前項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は1部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は1部を行うことを命ずることができる。

- 3 第14条第5項の規定は、前2項の場合について準用する。

(立入検査)

第18条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第8条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該宅地に立ち入り、当該宅地又は当該宅地において行われている宅地造成に関する工事の状況を検査することができる。

- 2 第6条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告の徴取)

第19条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内における宅地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該宅地又は当該宅地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

第4章 造成宅地防災区域

第20条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長の意見を聴いて、宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい1団の造成宅地(これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成工事規制区域内の土地を除く。)の区域であつて政令で定める基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、擁壁等の設置又は改造その他前項の災害の防止のため必要な措置を講ずることにより、造成宅地防災区域の全部又は1部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該造成宅地防災区域の全部又は1部について同項の指定を解除するものとする。

- 3 第3条第2項から第4項まで及び第4条から第7条までの規定は、第1項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除について準用する。

第5章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置

(災害の防止のための措置)

第21条 造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者、管理者又は占有者は、前条第1項の災害が生じないよう、その造成宅地について擁壁等の設置又は改造その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、前条第1項の災害の防止のため必要があると認める場合においては、その造成宅地の所有者、管理者又は占有者に対し、擁壁等の設置又は改造その他同項の災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第22条 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地で、第20条第1項の災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、同項の災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は

地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。

- 2 前項の場合において、同項の造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「造成宅地所有者等」という。）以外の者の宅地造成に関する不完全な工事その他の行為によって第20条第1項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は1部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該造成宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は1部を行うことを命ずることができる。
- 3 第14条第5項の規定は、前2項の場合について準用する。

（準用）

第23条 第18条の規定は都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が前条第1項又は第2項の規定による権限を行うため必要がある場合について、第19条の規定は造成宅地防災区域内における造成宅地の所有者、管理者又は占有者について準用する。

第6章 雑則

（市町村長の意見の申出）

第24条 市町村長は、宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域内における宅地造成に伴う災害の防止に関し、都道府県知事に意見を申し出ることができる。

（権限の委任）

第25条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（政令への委任）

第26条 この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第7章 罰則

第27条 第14条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第4条第1項（第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者
- 二 第5条第1項（第20条第3項において準用する場合を含む。）に規定する場合において、市町

村長の許可を受けずに障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等を行った者

三 第8条第1項又は第12条第1項の規定に違反して、宅地造成に関する工事をした造成主

四 第9条第1項の規定に違反して宅地造成に関する工事が施行された場合における当該宅地造成に関する工事の設計をした者（設計図書を用いずに工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行したときは、当該工事施行者）

五 第15条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第17条第1項若しくは第2項又は第22条第1項若しくは第2項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

七 第18条第1項（第23条において準用する場合を含む。）の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一 第14条第4項後段の規定による都道府県知事の命令に違反した者

二 第19条（第23条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前3条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第31条 第12条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和37年9月15日法律第161号） 抄

- 1 この法律は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則 （平成18年4月1日法律第30号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条の規定（住宅金融公庫法第17条第8項の改正規定を除く。）並びに第5条並びに附則第5条及び第6条の規定は、公布の日から施行する。

（宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置）

関係法令等

第2条 この法律の施行の際現に第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法（以下この条において「旧法」という。）第3条第1項の規定により指定されている宅地造成工事規制区域は、第1条の規定による改正後の宅地造成等規制法（以下この条において「新法」という。）第3条第1項の規定により指定された宅地造成工事規制区域とみなす。

2 新法第8条第1項ただし書の規定は、第2条の規定による改正前の都市計画法（以下「旧都市計画法」という。）第29条第1項若しくは第2項の許可又は次条の規定によりその基準についてなお従前の例によることとされる第2条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第29条第1項若しくは第2項の許可を受けて行われる宅地造成に関する工事については、適用しない。

3 施行日前に旧法第8条第1項の規定によりされた宅地造成に関する工事の計画の変更の許可（以下この項において「旧法による変更許可」という。）又は旧法による変更許可の申請は当該変更が新法第12条第1項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更該当する場合以外の場合には同項の規定によりされた許可又は同項の許可の申請とみなし、旧法による変更許可の申請は当該変更が同項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更該当する場合には同条第2項の規定によりされた変更の届出とみなす。

4 施行日前に旧法第16条の規定によりされた命令は、新法第17条の規定によりされた命令とみなす。
（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律（附則第1条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

宅地造成等規制法施行令

昭和37年1月30日政令第16号

第1章 総則

(定義等)

第1条 この政令(第3条を除く。)において、「切土」又は「盛土」とは、それぞれ宅地造成である切土又は盛土をいう。

2 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

3 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。

4 小段等によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものみなす。

5 擁壁の前面の上端と下端(擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。)とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

(公共の用に供する施設)

第2条 宅地造成等規制法(以下「法」という。)第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、飛行場、航空保安施設及び鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設並びに国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で国土交通省令で定めるものとする。

(宅地造成)

第3条 法第2条第2号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

一 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土

をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの

四 前3号のいずれにも該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの

第2章 宅地造成に関する工事の技術的基準

(擁壁、排水施設その他の施設)

第4条 法第9条第1項(法第12条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)の政令で定める施設は、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい並びにグラウンドアンカーその他の土留とする。

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第5条 法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次のとおりとする。

一 切土又は盛土(第3条第4号の切土又は盛土を除く。)をする場合においては、崖の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配を付すること。

二 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留(以下「地滑り抑止ぐい等」という。)の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

三 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水(以下「地表水等」という。)の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置を講ずること。

四 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように段切りその他の措置を講ずること。

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第6条 法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次のとおりとする。

一 切土又は盛土（第3条第4号の切土又は盛土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質が別表第1上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

(1) その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度以下のもの

(2) その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。）

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

2 前項第1号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ

(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

（鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造）

第7条 前条の規定による鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

一 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であることを確かめること。

三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。

四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめるこ

と。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第2の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条（表1を除く。）、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

（練積み造の擁壁の構造）

第8条 第6条の規定による間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第5項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第4において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。

二 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。

三 第2号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、

一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第9条 第6条の規定による擁壁については、建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、第52条(第3項を除く。)、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

(擁壁の水抜穴)

第10条 第6条の規定による擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第11条 法第8条第1項本文又は第12条第1項の規定による許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが2メートルを超えるもの(第6条の規定によるものを除く。)については、建築基準法施行令第142条(同令第7章の8の規定の準用に係る部分を除く。)の規定を準用する。

(崖面について講ずる措置に関する技術的基準)

第12条 法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、切土又は盛土をした土地の部分に生ずることとなる崖面(擁壁で覆われた崖面を除く。)が風化その他の侵食から保護されるように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

(排水施設の設置に関する技術的基準)

第13条 法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、切土又は盛土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるように、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。

三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。

四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。

イ 管渠の始まる箇所

ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所(管渠の清掃上支障がない箇所を除く。)

ハ 管渠の内径又は内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所

五 ます又はマンホールに、ふたが設けられているものであること。

六 ますの底に、深さが15センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第14条 構造材料又は構造方法が第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は適用しない。

(規則への委任)

第15条 都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。))又は同法第252条の22第1項の中核市(以下この項において「中核市」という。)の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。次項及び第22条において同じ。)は、都道府県(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。次項において同じ。)の規則で、災害の防止上支障がないと認められる土地において第6条の規定による擁壁の設置に代えて他の措置をとることを定めることができる。

2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、この章の規定のみによっては宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、この章に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

第3章 設計者及び届出を要する工事

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

第16条 法第9条第2項(法第12条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが5メートルを超える擁壁の設置

関係法令等

二 切土又は盛土をする土地の面積が1500平方メートルを超える土地における排水施設の設置（設計者の資格）

第17条 法第9条第2項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。

二 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。

三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること。

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。

五 国土交通大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

（届出を要する工事）

第18条 法第15条第2項の政令で定める工事は、高さが2メートルを超える擁壁、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

第4章 造成宅地防災区域の指定の基準

第19条 法第20条第1項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成工事規制区域内の土地を除く。以下この条において同じ。）の区域であることとする。

一 次のいずれかに該当する一団の造成宅地の区域（盛土をした土地の区域に限る。次項第3号において同じ。）であって、安定計算によって、地震力及びその盛土の自重による当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回ることが確かめられたもの

イ 盛土をした土地の面積が3000平方メートル以上であり、かつ、盛土をしたことにより、

当該盛土をした土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に浸入しているもの

ロ 盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上であるもの

二 切土又は盛土をした後の地盤の滑動、宅地造成に関する工事により設置された擁壁の沈下、切土又は盛土をした土地の部分に生じた崖の崩落その他これらに類する事象が生じている一団の造成宅地の区域

2 前項第1号の計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 地震力については、当該盛土の自重に、水平震度として0.25に建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値を乗じて得た数値を乗じて得た数値

二 自重については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の土質に応じ別表第2の単位体積重量を用いて計算された数値を用いることができる。

三 盛土の滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、イ又はロに掲げる一団の造成宅地の区域の区分に応じ、当該イ又はロに定める滑り面に対する抵抗力であって、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

イ 前項第1号イに該当する一団の造成宅地の区域 その盛土の形状及び土質から想定される滑り面であって、複数の円弧又は直線によって構成されるもの

ロ 前項第1号ロに該当する一団の造成宅地の区域 その盛土の形状及び土質から想定される滑り面であって、単一の円弧によって構成されるもの

第5章 雑則

（収用委員会の裁決申請手続）

第20条 法第7条第3項（法第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定により土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条第2項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い同条第3項各号（第3号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

（公告の方法）

第21条 法第14条第5項（法第17条第3項及び第22条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、公報その他所定の手段により行うほか、当該公報その他所定の手段による公告を行

った日から10日間、当該宅地の付近の適当な場所に掲示して行わなければならない。

(報告の徴取)

第22条 法第19条の規定により都道府県知事が報告を求めることができる事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地の面積及び崖の高さ、勾配その他の現況
- 二 擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい等の構造、規模その他の現況
- 三 宅地に関する工事の計画及び施行状況

(権限の委任)

第23条 この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(国土交通省令への委任)

第24条 法及びこの政令に定めるもののほか、法及びこの政令を実施するため必要な事項は、国土交通省令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、法の施行の日(昭和37年2月1日)から施行する。

附 則 (平成18年9月22日政令第310号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行の日(平成18年9月30日)から施行する。

(宅地造成等規制法施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この政令の施行前に第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令(以下この項において「旧令」という。)第15条の規定により国土交通大臣が旧令第6条から第10条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めた擁壁は、第1条の規定による改正後の宅地造成等規制法施行令(以下「新令」という。)第14条の規定により国土交通大臣が新令第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めた擁壁とみなす。

- 3 この政令の施行の日から14日以内に新令第18条に規定する地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事を行おうとする者に関する宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第15条第2項の規定の適用については、同項中「その工事に着手する日の14日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

附 則 (平成18年11月29日政令第370号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、平成19年4月1日から施行する。

(宅地造成等規制法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可を受けた宅地造成に関する工事又は施行日前に同項若しくは同法第12条第1項の規定によりされた許可の申請に係る宅地造成に関する工事であってこの政令の施行の際許可若しくは不許可の処分がされていないものの技術的基準については、第1条の規定による改正後の宅地造成等規制法施行令第5条第3号及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第3条 施行日から14日以内に第1条の規定による改正後の宅地造成等規制法施行令第18条に規定する地下水を排除するための排水施設の全部又は一部の除却の工事を行おうとする者に関する宅地造成等規制法第15条第2項の規定の適用については、同項中「その工事に着手する日の14日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

附 則 (平成19年3月16日政令第49号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日(平成19年6月20日)から施行する。

関係法令等

別表

別表第1（第6条関係）

土質	軟岩（風化の著しいものを除く。）	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの
擁壁を要しない勾配の上限	60度	40度	35度
擁壁を要する勾配の下限	80度	50度	45度

別表第2（第7条、第19条関係）

土質	単位体積重量（1立方メートルにつき）	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

別表第3（第7条、第19条関係）

土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

別表第4（第8条関係）

土質		擁壁		
		勾配	高さ	下端部分の厚さ
第1種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	70度を 75度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
		60度を 70度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	45センチメートル以上
		65度以下	3メートルを超え4メートル以下	50センチメートル以上
			3メートル以下	40センチメートル以上
第2種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70度を 75度以下	2メートル以下	50センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	70センチメートル以上
		65度を 70度以下	2メートル以下	45センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	60センチメートル以上
		65度以下	3メートルを超え4メートル以下	75センチメートル以上
			2メートル以下	40センチメートル以上
第3種	その他の土質	70度を 75度以下	2メートル以下	85センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	90センチメートル以上
		65度を 70度以下	2メートル以下	75センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	85センチメートル以上
		65度以下	3メートルを超え4メートル以下	105センチメートル以上
			2メートル以下	70センチメートル以上
65度以下	2メートルを超え3メートル以下	80センチメートル以上		
	3メートルを超え4メートル以下	95センチメートル以上		
65度以下	4メートルを超え5メートル以下	120センチメートル以上		

宅地造成等規制法施行規則 抄

昭和37年2月20日建設省令第3号

(公共の用に供する施設)

第1条 宅地造成等規制法施行令(以下「令」という。)

第2条の国土交通省令で定める施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、水道及び下水道とする。

(宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定等の公示)

第2条 宅地造成等規制法(以下「法」という。)第3

条第3項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、次の各号の一以上により宅地造成工事規制区域又は造成宅地防災区域を明示して、都道府県(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の公報に掲載して行うものとする。

- 一 市町村(特別区を含む。)、大字、字、小字及び地番
- 二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向
- 三 平面図

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第3条 令第20条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一とする。

(宅地造成に関する工事の許可の申請)

第4条 法第8条第1項本文の許可を受けようとする者は、別記様式第二の許可申請書の正本及び副本に、次の表に掲げる図面を添付して、都道府県知事(指定都市、中核市又は特例市の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市の長。以下同じ。)に提出しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	
地形図	方位及び宅地の境界線	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。

宅地の平面図	方位及び宅地の境界線並びに切土又は盛土をする土地の部分、崖(切土又は盛土をする土地の部分に生ずるものに限る。以下同じ。)、擁壁(切土又は盛土をする土地の部分に生ずる崖に設置するものに限る。以下同じ。)、排水施設(切土又は盛土をする土地の部分に設置するものに限る。以下同じ。)及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留(切土又は盛土をする土地の部分に設置するものに限る。)の位置	二千五百分の一以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。
宅地の断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面	二千五百分の一以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	五百分の一以上	
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、	五十分の一以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すこと

	切土又は盛土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法		を要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	五十分の一以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	

2 前項の場合において、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置しようとする者は、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書を提出しなければならない。

3 第1項の場合において、令第6条第1項第1号口の崖面を擁壁で覆わない者は、土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算を記載した安定計算書を提出しなければならない。

(擁壁認定の基準)

第5条 国土交通大臣は、令第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定によらない擁壁であって、構造材料、構造方法、製造工程管理その他の事項について国土交通大臣が定める基準に適合しているものを、令第14条の規定に基づき、令第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものとする。

2 前項の場合において、擁壁がプレキャスト鉄筋コンクリート部材によって築造されるものであり、かつ、当該部材が、製造工程管理が適切に行われていることについて認証を受けた工場において製造されたものである場合においては、当該擁壁については、同項の国土交通大臣の定める基準のうち製造工程管理に係る部分に適合しているものとみなす。

(認証)

第6条 前条第2項の認証(以下単に「認証」という。)は、第8条から第10条までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録認証機関」という。)が行うものとする。

2 認証を申請しようとする者(以下「認証申請者」

という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録認証機関に提出しなければならない。

- 一 認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 申請に係る工場の名称及び所在地
- 三 その他登録認証機関が必要と認める事項
(認証の更新)

第7条 認証は、5年以上10年以内において登録認証機関が定める期間(以下「有効期間」という。)ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前条第2項の規定は、前項の認証の更新の場合について準用する。

(登録)

第8条 第6条第1項の登録(以下単に「登録」という。)は、認証の実施に関する事務(以下「認証事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 登録を受けようとする者(以下この条において「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 認証事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 認証事務を開始しようとする年月日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - ロ 登録申請者の略歴を記載した書類
- 二 法人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - ロ 申請に係る意思の決定を証する書類
 - ハ 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 三 登録申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 四 登録申請者の行う認証が第10条第1項各号に掲げる登録要件に適合していることを証する書類
- 五 その他参考となる事項を記載した書類

(欠格条項)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 第19条の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- 三 法人であつて、認証事務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

(登録要件等)

第10条 国土交通大臣は、第8条の規定により登録を申請した者の行う認証が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 次のいずれかに該当する者が、認証の申請に係る工場の製造工程管理の状況を把握するための調査を行うものであること。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において建築学若しくは土木工学に属する科目の教授、准教授、助教若しくは講師の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は建築学若しくは土木工学に属する科目に関する研究により修士の学位を授与された者

ロ 国又は地方公共団体の職員又は職員であった者で、プレキャスト鉄筋コンクリート部材によって築造される擁壁の構造に関する専門的知識を有する者

ハ 建築又は土木に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験のある者で、かつ、これらの分野について専門的知識を有する者

ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有する者

二 前号の調査の結果に基づき、次のいずれかに該当する者3名以上によって構成される合議制の機関の議を経て、認証するかどうかを決定するものであること。

イ 学校教育法による大学において建築学若しくは土木工学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は建築学若しくは土木工学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者

ロ 前号ロ又はハに該当する者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者

2 登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録認証機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び認証事務を行う役員の名

三 認証事務を行う事務所の名称及び所在地

四 認証事務を開始する年月日

（登録の更新）

第11条 登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前3条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（認証事務の実施に係る義務）

第12条 登録認証機関は、公正に、かつ、第10条第1項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により認証事務を行わなければならない。

一 特定の者を差別的に取り扱わないこと。

二 認証をするかどうかを決定するために必要とされる基準（以下「認証基準」という。）を定めること。

三 認証基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表すること。

四 認証をしたときは、認証申請者に認証証明書を交付すること。

五 次のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すこと。

イ 認証を受けた工場の製造工程管理が適切でないとき。

ロ 不正の手段により認証を受けたとき。

六 第10条第1項第1号の調査を行う者若しくは同項第2号の合議制の機関の構成員を決定しようとするとき、又はこれらを変更しようとするときは、その旨を、当該決定若しくは変更を行おうとする日の2週間前までに、国土交通大臣に届け出ること。

七 認証、認証の更新又は認証の取消し（以下この号において「認証等」という。）を行ったときは、その旨（認証の取消しにあっては、その理由を含む。）を記載した書面を、当該認証等の日から2週間以内に、国土交通大臣に届け出ること。

八 認証事務によって知り得た秘密の保持を行うこと。

（登録事項の変更の届出）

第13条 登録認証機関は、第10条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を変更しようとするときは遅滞なく、同項第4号に掲げる事項を変更しようとするときは変更しようとする日の2週間前までに、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更しようとする理由

（認証事務規程）

第14条 登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した認証事務に関する規程を定め、認証事務を開始しようとする日の2週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 認証事務の時間及び休日に関する事項

二 認証事務を行う事務所及び認証の実施場所に関する事項

三 認証の申請に関する事項

四 認証の手数料の額及び収納の方法に関する事項

- 五 認証基準に関する事項
- 六 認証基準の公表の方法その他の認証の実施の方法に関する事項
- 七 不正の手段により認証を受けた者又は受けようとした者の処分に関する事項
- 八 認証証明書の交付及び再交付に関する事項
- 九 認証の有効期間その他認証の更新に関する事項
- 十 認証の取消しに関する事項
- 十一 第20条第3項の帳簿その他の認証事務についての書類に関する事項
- 十二 認証事務に関する秘密の保持に関する事項
- 十三 認証事務に関する公正の確保に関する事項
- 十四 その他認証事務に関し必要な事項

(認証事務の休廃止)

第15条 登録認証機関は、認証事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の2週間前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする認証事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第16条 登録認証機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、5年間登録認証機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 認証を受けようとする者その他の利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち登録認証機関が定めるものにより提供することの請求又は当該

事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物(第20条において「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項第4号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(適合命令)

第17条 国土交通大臣は、登録認証機関が第10条第1項の規定に適合しなくなったと認めるときは、その登録認証機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第18条 国土交通大臣は、登録認証機関が第12条の規定に違反していると認めるときは、その登録認証機関に対し、同条の規定による認証事務を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第19条 国土交通大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて認証事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第9条第1号又は第3号に該当するに至ったとき。
- 二 第13条から第15条まで、第16条第1項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第16条第2項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前2条の規定による命令に違反したとき。
- 五 第21条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第20条 登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 認証の申請を受け付けた年月日
- 二 認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 認証の申請に係る工場の名称及び所在地
- 四 認証の申請に係る工場について第10条第1項

第1号の調査を行った年月日及び当該調査を行った者の氏名

五 認証の申請に係る工場について認証をするかどうかを決定した年月日及び当該決定に係る議を経た第10条第1項第2号の合議制の機関の構成員の氏名

六 認証を受けた工場にあっては、前各号に掲げる事項のほか、認証証明書の交付の年月日及び認証番号

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録認証機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録認証機関は、第1項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、認証事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録認証機関は、次に掲げる書類を備え、認証の有効期間が満了した日（認証をしなかったときは、第1項第5号に規定する日）から2年間保存しなければならない。

- 一 認証の申請書及び添付書類
- 二 認証の判定とその結果に関する書類
（報告の徴収）

第21条 国土交通大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録認証機関に対し、認証事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（公示）

第22条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき又は第11条第1項の登録の更新をしたとき。
- 二 第13条の規定による届出があったとき。
- 三 第15条の規定による届出があったとき。
- 四 第19条の規定により登録を取り消し、又は認証事務の停止を命じたとき。

（設計者の資格）

第23条 令第17条第5号の規定により、国土交通大臣が同条第1号から第4号までの規定に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認められた者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が令第17条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の

知識及び経験を有する者であると認められた者

（許可通知書の様式）

第24条 法第10条第2項の許可の処分のお知らせ、第四条第1項の申請書の副本の許可通知欄に所要の記載をしたものによって行うものとする。

（変更の許可の申請）

第25条 法第12条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書の正本及び副本に、第四条の表に掲げる図面のうち宅地造成に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 変更に係る事項
- 二 変更の理由
- 三 宅地造成に関する工事の許可番号

（軽微な変更）

第26条 法第12条第1項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 造成主、設計者又は工事施行者の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

（工事完了の検査の申請）

第27条 法第13条第1項の検査を受けようとする者は、別記様式第三の工事完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（検査済証の様式）

第28条 法第13条第2項の様式は、別記様式第四とする。

（工事等の届出の方法）

第29条 法第15条の規定による届出は、別記様式第五から第七までに掲げる届出書を提出してしなければならない。

（法第8条第1項又は第12条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付）

第30条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）又は第6条の2第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第8条第1項又は第12条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

（権限の委任）

第31条 令第14条に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

書式 略

附 則

関係法令等

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成19年3月30日国土交通省令
第27号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成19年4月1日から施行する。

建築基準法施行令 抄

昭和25年11月16日政令第338号

(構造設計の原則)

第36条の3 建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱性をもたすべきものとする。

(構造部材の耐久)

第37条 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

(基礎)

第38条 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。

3 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、高さ13メートル又は延べ面積3,000平方メートルを超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積1平方メートルにつき100キロニュートンを超えるものにあつては、基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合にあつては、当該基礎ぐいの先端）を良好な地盤に達することとしなければならない。

4 前2項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐

力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

5 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものでなければならない。

6 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合においては、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。

(屋根ふき材等)

第39条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。

2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

(組積造の施工)

第52条 組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロックその他の組積材は、組積するに当たって十分に水洗いをしなければならない。

2 組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。

3 前項のモルタルは、セメントモルタルでセメントと砂との容積比が一对三のもの若しくはこれと同等以上の強度を有するもの又は石灰入りセメントモルタルでセメントと石灰と砂との容積比が一对二対五のもの若しくはこれと同等以上の強度を有するものとしなければならない。

4 組積材は、芋目地ができないように組積しなければならない。

(コンクリートの材料)

第72条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。

二 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。

三 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。

(鉄筋の継手及び定着)

第73条 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあっては、その末端を折り曲げないことができる。

一 柱及びはり（基礎ばりを除く。）の出すみ部分
二 煙突

2 主筋又は耐力壁の鉄筋（以下この項において「主筋等」という。）の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあっては、主筋等の径（径の異なる主筋等をつなぐ場合にあっては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。）の2.5倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあっては、主筋等の径の4.0倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあっては、この限りでない。

3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の4.0倍以上としなければならない。

4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前2項の規定を適用する場合には、これらの項中「2.5倍」とあるのは「3.0倍」と、「4.0倍」とあるのは「5.0倍」とする。

(コンクリートの強度)

第74条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。

一 四週圧縮強度は、1平方ミリメートルにつき12ニュートン（軽量骨材を使用する場合には、9ニュートン）以上であること。

二 設計基準強度（設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。）との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合するものであること。

2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない。

3 コンクリートは、打上りが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。

(コンクリートの養生)

第75条 コンクリート打込み中及び打込み後5日間は、コンクリートの温度が2度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進す

るための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

(鉄筋のかぶり厚さ)

第79条 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあっては2センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあっては3センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあっては4センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあっては捨コンクリートの部分を除いて6センチメートル以上としなければならない。

2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。

(地震力)

第88条 建築物の地上部分の地震力については、当該建築物の各部分の高さに応じ、当該高さの部分が支える部分に作用する全体の地震力として計算するものとし、その数値は、当該部分の固定荷重と積載荷重との和（第86条第2項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）に当該高さにおける地震層せん断力係数を乗じて計算しなければならない。この場合において、地震層せん断力係数は、次の式によって計算するものとする。

$$C_i = ZR_iA_iC_o$$

この式において、 C_i 、 Z 、 R_i 、 A_i 及び C_o は、それぞれ次の数値を表すものとする。

C_i 建築物の地上部分の一定の高さにおける地震層せん断力係数

Z その地方における過去の地震の記録に基づく震害の程度及び地震活動の状況その他地震の性状に応じて1.0から0.7までの範囲内において国土交通大臣が定める数値

R_i 建築物の振動特性を表すものとして、建築物の弾性域における固有周期及び地盤の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値

A_i 建築物の振動特性に応じて地震層せん断力係数の建築物の高さ方向の分布を表すものとして国土交通大臣が定める方法により算出した数値

C_o 標準せん断力係数

2 標準せん断力係数は、0.2以上としなければならない。ただし、地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内における木造の建築物（第46

条第2項第1号に掲げる基準に適合するものを除く。)にあつては、0.3以上としなければならない。

- 3 第82条の3第2号の規定により必要保有水平耐力を計算する場合においては、前項の規定にかかわらず、標準せん断力係数は、1.0以上としなければならない。
- 4 建築物の地下部分の各部分に作用する地震力は、当該部分の固定荷重と積載荷重との和に次の式に適合する水平震度を乗じて計算しなければならない。ただし、地震時における建築物の振動の性状を適切(鋼材等)

に評価して計算をすることができる場合においては、当該計算によることができる。

$$k \geq 0.1(1 - H/40)Z$$

この式において、k、H及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

k 水平震度

H 建築物の地下部分の各部分の地盤面からの深さ(20を超えるときは20とする。)(単位メートル)

Z 第1項に規定するZの数値

第90条 鋼材等の許容応力度は、次の表1又は表2の数値によらなければならない。

- 1 略
2

許容応力度 種類		長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)			短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)		
		圧縮	引張り		圧縮	引張り	
			せん断補強以外 に用いる場合	せん断補強に 用いる場合		せん断補強以外 に用いる場合	せん断補強に 用いる場合
丸鋼		略					
異形鉄筋	径28ミリメートル以下のもの	F/1.5(当該数値が215を超える場合には、215)	F/1.5(当該数値が215を超える場合には、215)	F/1.5(当該数値が195を超える場合には、195)	F	F	F(当該数値が390を超える場合には、390)
	径28ミリメートルを超えるもの	F/1.5(当該数値が195を超える場合には、195)	F/1.5(当該数値が195を超える場合には、195)	F/1.5(当該数値が195を超える場合には、195)	F	F	F(当該数値が390を超える場合には、390)
鉄線の径が4ミリメートル以上の溶接金網		略					
この表において、Fは、表1に規定する基準強度を表すものとする。							

(コンクリート)

第91条 コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合【平成12年5月31日建設省告示第1450号】は、当該数値によることができる。

長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)				短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)			
圧縮	引張り	せん断	付着	圧縮	引張り	せん断	付着
F/3	F/30(Fが21を超えるコンクリートについて、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)		0.7(軽量骨材を使用するものにあつては、0.6)	長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の2倍(Fが21を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)とする。			
この表において、Fは、設計基準強度(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)を表すものとする。							

関係法令等

2 特定行政庁がその地方の気候、骨材の性状等に応じて規則で設計基準強度の上限の数値を定めた場合において、設計基準強度が、その数値を超えるときは、前項の表の適用に関しては、その数値を設計基準強度とする。

(地盤及び基礎ぐい)

第93条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法【平成13年7月2日国土交通省告示第1113号】によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。

地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 1平方メートルにつきキロ ニュートン)	短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 1平方メートルにつきキロ ニュートン)
岩盤	1,000	長期に生ずる力に対する許容応力度 のそれぞれの数値の2倍とする。
固結した砂	500	
土丹盤	300	
密実な礫層	300	
密実な砂質地盤	200	
砂質地盤(地震時に液状化のおそ れののないものに限る。)	50	
堅い粘土質地盤	100	
粘土質地盤	20	
堅いローム層	100	
ローム層	50	

(補則)

第94条 第89条から前条までに定めるもののほか、構造耐力上主要な部分の材料の長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、材料の種類及び品質に応じ、国土交通大臣が建築物の安全を確保するために必要なものとして定める数値によらなければならない。

(擁壁)

第142条 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第5号に掲げる擁壁(以下この条において単に「擁壁」という。)に関する法第88条第1項において読み替えて準用する法第20条の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

- 一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。
- 二 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。
- 三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。
- 四 次項において準用する規定(第7章の8(第136条の6を除く。))の規定を除く。)に適合する構造方法を用いること。

五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

2 擁壁については、第36条の3から第38条まで、第39条第1項及び第2項、第51条第1項、第62条、第71条第1項、第72条、第73条第1項、第74条、第75条、第79条、第80条(第51条第1項、第62条、第71条第1項、第72条、第74条及び第75条の準用に関する部分に限る。)、第80条の2並びに第7章の8(第136条の6を除く。)の規定を準用する。

平成12年5月31日建設省告示第1450号

コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第91条及び第97条の規定に基づき、コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を次のように定める。

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第91条第1項に規定する異形鉄筋として異形棒鋼又は再生棒鋼を用いる場合のコンクリートの付着に対する長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、次のとおりとする。

一 長期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、鉄筋の使用位置及び令第74条第1項第2号に規定するコンクリートの設計基準強度（以下「設計基準強度」という。）に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した数値とする。ただし、コンクリート中に設置した異形鉄筋の引抜きに関する実験によって付着強度を確認した場合においては、当該付着強度の3分の1の数値とすることができる。

鉄筋の使用位置		設計基準強度	
		（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン）	
		22.5以下の場合	22.5を超える場合
(1)	はりの上端	$(1/15)F$	$0.9 + (2/75)F$
(2)	(1)に示す位置以外の位置	$(1/10)F$	$1.35 + (1/25)F$

この表において、 F は、設計基準強度を表すものとする。

二 短期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、前号に定める数値の2倍の数値とする。

第2 令第91条第1項に規定する設計基準強度が1平方ミリメートルにつき21ニュートンを超えるコンクリートの長期に生ずる力に対する引張り及びせん断の各許容応力度は、設計基準強度に応じて次の式により算出した数値とする。ただし、実験によってコンクリートの引張又はせん断強度を確認した場合においては、当該強度にそれぞれ3分の1を乗じた数値とすることができる。

$$F_s = 0.49 + (F/100)$$

この式において、 F_s 及び F は、それぞれ次の数値を表すものとする。

F_s コンクリートの長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン）

F 設計基準強度（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン）

第3 令第97条に規定する異形鉄筋を用いた場合のコンクリートの付着に対する材料強度は、第1第1号に定める数値の3倍の数値とする。

2 令第97条に規定する設計基準強度が1平方ミリメートルにつき21ニュートンを超えるコンクリートの引張り及びせん断に対する材料強度は、第2に定める数値の3倍の数値とする

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

平成12年12月26日建設省告示第2464号

鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件

最新改正

平成19年5月18日国土交通省告示第623号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条、第92条、第96条及び第98条の規定に基づき、鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに鋼材等及び溶接部の材料強度の基準強度を次のように定める。

第1 鋼材等の許容応力度の基準強度

一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。

鋼材等の種類及び品質		基準強度 (単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)
炭素鋼	略	略
ステンレス鋼	略	略
鋳鉄	略	略
丸鋼	略	略
異形鉄筋	SDR235	235
	SD295A SD295B	295
	SD345	345
	SD390	390
鉄線の径が4ミリメートル以上の溶接金網	略	略
この表において、(略)、SR235、SR295、SD295A、SD295B、SD345及びSD390は、JIS G3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）－1987に定めるSR235、SR295、SD295A、SD295B、SD345及びSD390を、SRR235及びSDR235は、JIS G3117（鉄筋コンクリート用再生棒鋼）－1987に定めるSRR235及びSDR235を、それぞれ表すものとする。以下第2の表において同様とする。		

二 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第37条第1号の国土交通大臣の指定するJISに適合するもののうち前号の表に掲げる種類以外の鋼材等及び同条第2号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等の許容応力度の基準強度は、その種類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

三 前2号の場合において、鋼材等を加工する場合には、加工後の当該鋼材等の機械的性質、化学成分その他の品質が加工前の当該鋼材等の機械的性質、化学成分その他の品質と同等以上であることを確かめなければならない。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 イ 切断、溶接、局部的な加熱、鉄筋の曲げ加工その他の構造耐力上支障がない加工を行うとき。
 ロ 摂氏500度以下の加熱を行うとき。
 ハ 鋼材等（鋳鉄及び鉄筋を除く。以下ハにおいて同じ。）の曲げ加工（厚さが6ミリメートル以上の鋼材等の曲げ加工にあっては、外側曲げ半径が当該鋼材等の厚さの10倍以上となるものに限る。）を行うとき。

第2 溶接部の許容応力度の基準強度

一 溶接部の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値（異なる種類又は品質の鋼材を溶接する場合においては、接合される鋼材の基準強度のうち小さい値となる数値。次号並びに第4第1号本文及び第2号において同じ。）とする。

鋼材の種類及び品質		基準強度 (単位 1平方ミリメートル につきニュートン)
炭素鋼	略	略
ステンレス鋼	略	略
丸鋼	略	略
異形鉄筋	SDR235	235
	SD295A	295
	SD295B	
	SD345	345
	SD390	390

二 法第37条第1号の国土交通大臣の指定するJISに適合するもののうち前号の表に掲げる種類以外の鋼材等及び同条第2号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材に係る溶接部の許容応力度の基準強度は、その種類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

第3 鋼材等の材料強度の基準強度

- 一 鋼材等の材料強度の基準強度は、次号に定めるもののほか、第1の表の数値とする。ただし、炭素鋼の構造用鋼材、丸鋼及び異形鉄筋のうち、同表に掲げるJISに定めるものについては、同表の数値のそれぞれ1.1倍以下の数値とすることができる。
- 二 法第37条第1号の国土交通大臣の指定するJISに適合するもののうち第1の表に掲げる種類以外の鋼材等及び同条第2号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等の材料強度の基準強度は、その種類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。
- 三 第1第3号の規定は、前2号の場合に準用する。

第4 溶接部の材料強度の基準強度

- 一 溶接部の材料強度の基準強度は、次号に定めるもののほか、第2の表の数値とする。ただし、炭素鋼の構造用鋼材、丸鋼及び異形鉄筋のうち、同表に掲げるJISに定めるものについては、同表の数値のそれぞれ1.1倍以下の数値とすることができる。
- 二 法第37条第1号の国土交通大臣の指定するJISに適合するもののうち第2の表に掲げる種類以外の鋼材等及び同条第2号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材に係る溶接部の材料強度の基準強度は、その種類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

附 則

- 1 昭和55年建設省告示第1794号は、廃止する。

附 則

この告示は、平成19年6月20日から施行する。

平成13年7月2日国土交通省告示第1113号

地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を定める件

最新改正

平成19年9月27日国土交通省告示第1232号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第93条の規定に基づき、地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法を第1に、その結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を第2から第6に定め、並びに同令第94条の規定に基づき、地盤アンカーの引抜き方向の許容応力度を第7に、くい体又は地盤アンカー体に用いる材料の許容応力度を第8に定める。

第1 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ボーリング調査
- 二 標準貫入試験
- 三 静的貫入試験
- 四 ベーン試験
- 五 土質試験
- 六 物理探査
- 七 平板載荷試験
- 八 載荷試験
- 九 くい打ち試験
- 十 引抜き試験

第2 地盤の許容応力度を定める方法は、次の表の（1）項、（2）項又は（3）項に掲げる式によるものとする。ただし、地震時に液状化するおそれのある地盤の場合又は（3）項に掲げる式を用いる場合において、基礎の底部から下方2メートル以内の距離にある地盤にスウェーデン式サウンディングの荷重が1キロニュートン以下で自沈する層が存在する場合若しくは基礎の底部から下方2メートルを超え5メートル以内の距離にある地盤にスウェーデン式サウンディングの荷重が500ニュートン以下で自沈する層が存在する場所にあつては、建築物の自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめなければならない。

	長期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合	短期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合
(1)	$qa = \frac{1}{3}(i_c \alpha C N_c + i_r \beta \gamma_1 B N \gamma + i_q \gamma_2 D_f N q)$	$qa = \frac{2}{3}(i_c \alpha C N_c + i_r \beta \gamma_1 B N \gamma + i_q \gamma_2 D_f N q)$
(2)	$qa = qt + \frac{1}{3} N' \gamma_2 D_f$	$qa = 2qt + \frac{1}{3} N' \gamma_2 D_f$
(3)	$qa = 30 + 0.6 \overline{Nsw}$	$qa = 60 + 1.2 \overline{Nsw}$

この表において、 qa 、 i_c 、 i_r 、 i_q 、 α 、 β 、 C 、 B 、 N_c 、 N_q 、 γ_1 、 γ_2 、 D_f 、 qt 、 N' 及び \overline{Nsw} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

qa 地盤の許容応力度（単位 1平方メートルにつきキロニュートン）

i_c 、 i_y 及び i_q 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角に応じて次の式によって計算した数値

$$i_c = i_q = \left(1 - \frac{\theta}{90}\right)^2$$

$$i_y = \left(1 - \frac{\theta}{\phi}\right)^2$$

これらの式において、 θ 及び ϕ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

θ 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角 (θ が ϕ を超える場合は、 ϕ とする。) (単位 度)

ϕ 地盤の特性によって求めた内部摩擦角 (単位 度)

α 及び β 基礎荷重面の形状に応じて次の表に掲げる係数

基礎荷重面の形状 係数	円形	円形以外の形状
α	1. 2	1. 0+0. 2・(B/L)
β	0. 3	0. 5-0. 2・(B/L)

この表において、 B 及び L は、それぞれの基礎荷重面の短辺又は短径及び長辺又は長径の長さ (単位 メートル) を表すものとする。

C 基礎荷重面下にある地盤の粘着力 (単位 1 平方メートルにつきキロニュートン)

B 基礎荷重面の短辺又は短径 (単位 メートル)

N_c 、 N_y 及び N_q 地盤内部の摩擦角に応じて次の表に掲げる支持力係数

内部摩擦角 支持力係数	0度	5度	10度	15度	20度	25度	28度	32度	36度	40度以上
N_c	5. 1	6. 5	8. 3	11.0	14.8	20.7	25.8	35.5	50.6	75.3
N_y	0	0. 1	0. 4	1. 1	2. 9	6. 8	11.2	22.0	44.4	93.7
N_q	1. 0	1. 6	2. 5	3. 9	6. 4	10.7	14.7	23.2	37.8	64.2

この表に掲げる内部摩擦角以外の内部摩擦角に応じた N_c 、 N_y 及び N_q は、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。

γ_1 基礎荷重面下にある地盤の単位体積重量又は水中単位体積重量 (単位 1 立方メートルにつきキロニュートン)

γ_2 基礎荷重面より上方にある地盤の平均単位体積重量又は水中単位体積重量 (単位 1 立方メートルにつきキロニュートン)

D_f 基礎に近接した最低地盤面から基礎荷重面までの深さ (単位 メートル)

qt 平板載荷試験による降伏荷重度の2分の1の数値又は極限応力度の3分の1の数値のうちいずれか小さい数値 (単位 1 平方メートルにつきキロニュートン)

N' 基礎荷重面下の地盤の種類に応じて次の表に掲げる係数

地盤の種類 係数	密実な砂質地盤	砂質地盤 (密実なものを除く。)	粘土質地盤
N'	12	6	3

N_{sw} 基礎の底部から下方2メートル以内の距離にある地盤のスウェーデン式サウンディングにおける1メートルあたりの半回転数 (150を超える場合は150とする。)の平均値 (単位 回)

第3 セメント系固化材を用いて改良された地盤の改良体 (セメント系固化材を改良前の地盤と混合し固結したものをいう。以下同じ。)の許容応力度を定める方法は、次の表に掲げる改良体の許容応力度によるものとする。この場合において、改良体の設計基準強度 (設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下第3において同じ。)は、改良体から切り取ったコア供試体若しくはこれに類する強度に関する特性を有する供試体について行う強度試験により得られた材齢が28日の供試体の圧縮強度の数値又はこれと同程度に構造耐力上支障がないと認められる圧縮強度の数値以下とするものとする。

長期に生ずる力に対する改良体の許容応力度 (単位 1平方メートルにつきキロニュートン)	短期に生ずる力に対する改良体の許容応力度 (単位 1平方メートルにつきキロニュートン)
$(1/3) \cdot F$	$(2/3) \cdot F$
この表において、 F は、改良体の設計基準強度(単位 1平方メートルにつきキロニュートン)を表すものとする。	

第4 第2及び第3の規定にかかわらず、地盤の許容応力度を定める方法は、適用する改良の方法、改良の範囲及び地盤の種類ごとに、基礎の構造形式、敷地、地盤その他の基礎に影響を与えるものの実況に応じた平板載荷試験又は載荷試験の結果に基づいて、次の表に掲げる式によることができるものとする。

長期に生ずる力に対する改良された地盤の許容応力度を定める場合	短期に生ずる力に対する改良された地盤の許容応力度を定める場合
$qa = (1/3) \cdot qb$	$qa = (2/3) \cdot qb$
この表において、 qa 及び qb は、それぞれ次の数値を表すものとする。 qa 改良された地盤の許容応力度(単位 1平方メートルにつきキロニュートン) qb 平板載荷試験又は載荷試験による極限応力度(単位 1平方メートルにつきキロニュートン)	

第5 基礎ぐいの許容支持力を定める方法は、基礎ぐいの種類に応じて、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 支持ぐいの許容支持力は、打込みぐい、セメントミルク工法による埋込みぐい又はアースドリル工法、リバースサーキュレーション工法若しくはオールケーシング工法による場所打ちコンクリートぐい(以下「アースドリル工法等による場所打ちぐい」という。)の場合にあつては、次の表の(1)項又は(2)項の式(基礎ぐいの周囲の地盤に軟弱な粘土質地盤、軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤又は地震時に液状化するおそれのある地盤が含まれる場合にあつては(2)項の式)、その他の基礎ぐいの場合にあつては、次の表の(1)項の式(基礎ぐいの周囲の地盤に軟弱な粘土質地盤、軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤又は地震時に液状化するおそれのある地盤が含まれない場合に限る。)によりそれぞれ計算した地盤の許容支持力又はくい体の許容耐力のうちいずれか小さい数値とすること。ただし、同表の(1)項の長期に生ずる力に対する地盤の許容支持力は、同表の(1)項の短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力の数値未満の数値で、かつ、限界沈下量(載荷試験からくい頭荷重の載荷によって生ずるくい頭沈下量を求め、くい体及び建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないと認められる場合におけるくい頭沈下量をいう。以下同じ。)に対応したくい頭荷重の数値とすることができる。

	長期に生ずる力に対する地盤の許容支持力	短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力
(1)	$Ra = (1/3) \cdot Ru$	$Ra = (2/3) \cdot Ru$
(2)	$Ra = qp \cdot Ap + (1/3) \cdot Rf$	$Ra = 2 \cdot qp \cdot Ap + (2/3) \cdot Rf$

この表において、 Ra 、 Ru 、 qp 、 Ap 及び Rf は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- Ra 地盤の許容支持力(単位 キロニュートン)
- Ru 載荷試験による極限支持力(単位 キロニュートン)
- qp 基礎ぐいの先端の地盤の許容応力度(次の表の左欄に掲げる基礎ぐいにあつては右欄の当該各項に掲げる式により計算した数値とする。)(単位 1平方メートルにつきキロニュートン)

基礎ぐいの種類	基礎ぐいの先端の地盤の許容応力度
打込みぐい	$qp = (300/3) \cdot \bar{N}$
セメントミルク工法による埋込みぐい	$qp = (200/3) \cdot \bar{N}$
アースドリル工法等による場所打ちぐい	$qp = (150/3) \cdot \bar{N}$
この表において、 \bar{N} は、基礎ぐいの先端付近の地盤の標準貫入試験による打撃回数(平均値(60を超えるときは60とする。))(単位 回)を表すものとする。	

- Ap 基礎ぐいの先端の有効断面積(単位 平方メートル)
- Rf 次の式により計算した基礎ぐいと周囲の地盤(地震時に液状化するおそれのある地盤を除き、軟弱な粘土質地盤又は軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤にあつては、建築物の自

重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめたものに限る。以下この表において同じ。)との摩擦力(単位キロニュートン)

$$R_F = [(10/3) \cdot \overline{N_s} \cdot L_s + (1/2) \cdot \overline{q_u} \cdot L_c] \cdot \psi$$

この式において、 $\overline{N_s}$ 、 L_s 、 $\overline{q_u}$ 、 L_c 及び ψ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\overline{N_s}$ 基礎ぐいの周囲の地盤のうち砂質地盤の標準貫入試験による打撃回数(30を超えるときは30とする。)の平均値(単位 回)

L_s 基礎ぐいとその周囲の地盤のうち砂質地盤に接する長さの合計(単位 メートル)

$\overline{q_u}$ 基礎ぐいの周囲の地盤のうち粘土質地盤の一軸圧縮強度(200を超えるときは200とする。)の平均値(単位 1平方メートルにつきキロニュートン)

L_c 基礎ぐいとその周囲の地盤のうち粘土質地盤に接する長さの合計(単位 メートル)

ψ 基礎ぐいの周囲の長さ(単位 メートル)

二 摩擦ぐいの許容支持力は、打込みぐい、セメントミルク工法による埋込みぐい又はアースドリル工法等による場所打ちぐいの場合にあっては、次の表の(1)項又は(2)項の式(基礎ぐいの周囲の地盤に軟弱な粘土質地盤、軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤又は地震時に液状化するおそれのある地盤が含まれる場合にあっては(2)項の式)、その他の基礎ぐいの場合にあっては、次の表の(1)項の式(基礎ぐいの周囲の地盤に軟弱な粘土質地盤、軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤又は地震時に液状化するおそれのある地盤が含まれない場合に限る。)によりそれぞれ計算した基礎ぐいとその周囲の地盤との摩擦力又はくい体の許容耐力のうちいずれか小さい数値とすること。ただし、同表の(1)項の長期に生ずる力に対する基礎ぐいとその周囲の地盤との摩擦力は、同表の(1)項の短期に生ずる力に対する基礎ぐいとその周囲の地盤との摩擦力の数値未満の数値で、かつ、限界沈下量に対応したくい頭荷重の数値とすることができる。

	長期に生ずる力に対する基礎ぐいとその周囲の地盤との摩擦力	短期に生ずる力に対する基礎ぐいとその周囲の地盤との摩擦力
(1)	$R_a = (1/3) \cdot R_u$	$R_a = (2/3) \cdot R_u$
(2)	$R_a = (1/3) \cdot R_F$	$R_a = (2/3) \cdot R_F$

この表において、 R_a は、基礎ぐいとその周囲の地盤との摩擦力(単位 キロニュートン)を、 R_u 及び R_F はそれぞれ前号に掲げる数値を表すものとする。

三 基礎ぐいの引抜き方向の許容支持力は、打込みぐい、セメントミルク工法による埋込みぐい又はアースドリル工法等による場所打ちぐいの場合にあっては、次の表の(1)項又は(2)項の式(基礎ぐいの周囲の地盤に軟弱な粘土質地盤、軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤又は地震時に液状化するおそれのある地盤が含まれる場合にあっては(2)項の式)、その他の基礎ぐいの場合にあっては、次の表の(1)項の式(基礎ぐいの周囲の地盤に軟弱な粘土質地盤、軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤又は地震時に液状化するおそれのある地盤が含まれない場合に限る。)によりそれぞれ計算した地盤の引抜き方向の許容支持力又はくい体の許容耐力のうちいずれか小さい数値とすること。

	長期に生ずる力に対する地盤の引抜き方向の許容支持力	短期に生ずる力に対する地盤の引抜き方向の許容支持力
(1)	$tR_a = (1/3) \cdot tR_u + wp$	$tR_a = (2/3) \cdot tR_u + wp$
(2)	$tR_a = (4/15) \cdot R_F + wp$	$tR_a = (8/15) \cdot R_F + wp$

この表において、 tR_a 、 tR_u 、 R_F 及び wp は、それぞれ次の数値を表すものとする。

tR_a 地盤の引抜き方向の許容支持力(単位 キロニュートン)

tR_u 引抜き試験により求めた極限引抜き抵抗力(単位 キロニュートン)

R_F 第1号に掲げる R_F (単位 キロニュートン)

wp 基礎ぐいの有効自重(基礎ぐいの自重より実況によって求めた浮力を減じた数値をいう。)(単位 キロニュートン)

第6 第5の規定にかかわらず、基礎ぐいの許容支持力又は基礎ぐいの引抜き方向の許容支持力を定める方法は、基礎の構造形式、敷地、地盤その他の基礎に影響を与えるものの実況に応じて次に定めるところにより求めた数値によることができるものとする。

一 基礎ぐいの許容支持力は、次の表に掲げる式により計算した地盤の許容支持力又は基礎ぐいの許容耐力のうちいずれか小さい数値とすること。ただし、地盤の許容支持力は、適用する地盤の種類及び基礎ぐいの構造方法ごとに、それぞれ基礎ぐいを用いた載荷試験の結果に基づき求めたものとする。

長期に生ずる力に対する地盤の許容支持力	短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力
$Ra = (1/3) \cdot [\alpha \cdot \bar{N} \cdot Ap + (\beta \cdot \bar{Ns} \cdot Ls + \gamma \cdot \bar{qu} \cdot Lc) \cdot \psi]$	$Ra = (2/3) \cdot [\alpha \cdot \bar{N} \cdot Ap + (\beta \cdot \bar{Ns} \cdot Ls + \gamma \cdot \bar{qu} \cdot Lc) \cdot \psi]$

この表において、 Ra 、 \bar{N} 、 Ap 、 \bar{Ns} 、 Ls 、 \bar{qu} 、 Lc 、 ψ 、 α 、 β 及び γ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- Ra 地盤の許容支持力 (単位 キロニュートン)
- \bar{N} 基礎ぐいの先端付近の地盤の標準貫入試験による打撃回数の平均値 (60を超えるときは60とする。) (単位 回)
- Ap 基礎ぐいの先端の有効断面積 (単位 平方メートル)
- \bar{Ns} 基礎ぐいの周囲の地盤のうち砂質地盤の標準貫入試験による打撃回数の平均値 (単位 回)
- Ls 基礎ぐいとその周囲の地盤のうち砂質地盤に接する長さの合計 (単位 メートル)
- \bar{qu} 基礎ぐいの周囲の地盤のうち粘土質地盤の一軸圧縮強度の平均値 (単位 1平方メートルにつきキロニュートン)
- Lc 基礎ぐいとその周囲の地盤のうち粘土質地盤に接する長さの合計 (単位 メートル)
- ψ 基礎ぐいの周囲の長さ (単位 メートル)
- α 、 β 及び γ 基礎ぐいの先端付近の地盤又は基礎ぐいの周囲の地盤 (地震時に液状化するおそれのある地盤を除き、軟弱な粘土質地盤又は軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤にあっては、建築物の自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめたものに限る。)の実況に応じた載荷試験により求めた数値

二 基礎ぐいの引抜き方向の許容支持力は、次の表に掲げる式により計算した地盤の引抜き方向の許容支持力又は基礎ぐいの許容耐力のうちいずれか小さい数値とすること。ただし、地盤の引抜き方向の許容支持力は、適用する地盤の種類及び基礎ぐいの構造方法ごとに、それぞれ基礎ぐいを用いた引抜き試験の結果に基づき求めたものとする。

長期に生ずる力に対する地盤の引抜き方向の許容支持力	短期に生ずる力に対する地盤の引抜き方向の許容支持力
$tRa = (1/3) \cdot [\kappa \cdot \bar{N} \cdot Ap + (\lambda \cdot \bar{Ns} \cdot Ls + \mu \cdot \bar{qu} \cdot Lc) \cdot \psi] + wp$	$tRa = (2/3) \cdot [\kappa \cdot \bar{N} \cdot Ap + (\lambda \cdot \bar{Ns} \cdot Ls + \mu \cdot \bar{qu} \cdot Lc) \cdot \psi] + wp$

この表において、 tRa 、 \bar{N} 、 Ap 、 \bar{Ns} 、 Ls 、 \bar{qu} 、 Lc 、 ψ 、 wp 、 κ 、 λ 及び μ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- tRa 地盤の引抜き方向の許容支持力 (単位 キロニュートン)
- \bar{N} 基礎ぐいの先端付近の地盤の標準貫入試験による打撃回数の平均値 (60を超えるときは60とする。) (単位 回)
- Ap 基礎ぐいの先端の有効断面積 (単位 平方メートル)
- \bar{Ns} 基礎ぐいの周囲の地盤のうち砂質地盤の標準貫入試験による打撃回数の平均値 (単位 回)
- Ls 基礎ぐいとその周囲の地盤のうち砂質地盤に接する長さの合計 (単位 メートル)
- \bar{qu} 基礎ぐいの周囲の地盤のうち粘土質地盤の一軸圧縮強度の平均値 (単位 1平方メートルにつきキロニュートン)
- Lc 基礎ぐいとその周囲の地盤のうち粘土質地盤に接する長さの合計 (単位 メートル)

- ψ 基礎ぐいの周囲の長さ (単位 メートル)
- wp 基礎ぐいの有効自重 (基礎ぐいの自重より実況によって求めた浮力を減じた数値をいう。) (単位 キロニュートン)
- κ 、 λ 及び μ 基礎ぐいの先端付近の地盤又は基礎ぐいの周囲の地盤 (地震時に液状化するおそれのある地盤を除き、軟弱な粘土質地盤又は軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤にあっては、建築物の自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめたものに限る。) の実況に応じた引抜き試験により求めた数値

第7 地盤アンカーの引抜き方向の許容応力度は、鉛直方向に用いる場合に限り、次の表に掲げる式により計算した地盤の引抜き方向の許容支持力又は地盤アンカー体の許容耐力のうちいずれか小さな数値を地盤アンカー体の種類及び形状により求まる有効面積で除した数値によらなければならない。

長期に生ずる力に対する地盤の引抜き方向の許容支持力	短期に生ずる力に対する地盤の引抜き方向の許容支持力
$tRa = (1/3) \cdot tRu$	$tRa = (2/3) \cdot tRu$
この表において、 tRa 及び tRu は、それぞれ次の数値を表すものとする。	
tRa 地盤の引抜き方向の許容支持力 (単位 キロニュートン)	
tRu 第1に定める引抜き試験により求めた極限引抜き抵抗力 (単位 キロニュートン)	

第8 くい体又は地盤アンカー体に用いる材料の許容応力度は、次に掲げるところによる。

一 場所打ちコンクリートぐいに用いるコンクリートの許容応力度は、くい体の打設の方法に応じて次の表の数値によらなければならない。この場合において、建築基準法施行令 (以下「令」という。) 第74条第1項第2号に規定する設計基準強度 (以下第8において単に「設計基準強度」という。) は1平方ミリメートルにつき18ニュートン以上としなければならない。

くい体の打設の方法		長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)			短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)		
		圧縮	せん断	付着	圧縮	せん断	付着
(1)	掘削時に水若しくは泥水を使用しない方法によって打設する場合又は強度、寸法及び形状をくい体の打設の状況を考慮した強度試験により確認できる場合	$F/4$	$F/40$ 又は $(3/4) \cdot (0.49 + F/100)$ のうちいずれか小さい数値	$(3/40) \cdot F$ 又は $(3/4) \cdot (1.35 + F/25)$ のうちいずれか小さい数値	長期に生ずる力に対する許容応力度のそれぞれの数値の2倍とする。	長期に生ずる力に対するせん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の1.5倍とする。	
(2)	(1) 以外の場合	$F/4.5$ 又は 6 のうちいずれか小さい数値	$F/45$ 又は $(3/4) \cdot (0.49 + F/100)$ のうちいずれか小さい数値	$F/15$ 又は $(3/4) \cdot (1.35 + F/25)$ のうちいずれか小さい数値			
この表において、 F は、設計基準強度 (単位 1平方ミリメートルにつきニュートン) を表すものとする。							

二 遠心力鉄筋コンクリートくい及び振動詰め鉄筋コンクリートくいに用いるコンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。この場合において、設計基準強度は1平方ミリメートルにつき40ニュートン以上としなければならない。

長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)			短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)		
圧縮	せん断	付着	圧縮	せん断	付着
$F/4$ 又は 11 の	$(3/4) \cdot (0.49$	$(3/4) \cdot (1.35$	長期に生ずる	長期に生ずる力に対するせん断	

うちいずれか小さい数値	$+F/100$ 又は 0.7 のうちいずれか小さい数値	$+F/25$ 又は 2.3 のうちいずれか小さい数値	力に対する圧縮の許容応力度の数値の2倍とする。	又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の1.5倍とする。
この表において、 F は、設計基準強度（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。				

三 外殻鋼管付きコンクリートくいに用いるコンクリートの圧縮の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。この場合において、設計基準強度は1平方ミリメートルにつき80ニュートン以上としなければならない。

長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン）
$F/3.5$	長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度の数値の2倍とする。
この表において、 F は、設計基準強度（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。	

四 プレストレストコンクリートくいに用いるコンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。この場合において、設計基準強度は1平方ミリメートルにつき50ニュートン以上としなければならない。

長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン）			短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン）		
圧縮	曲げ引張り	斜め引張り	圧縮	曲げ引張り	斜め引張り
$F/4$ 又は 15 のうちいずれか小さい数値	$\sigma_e/4$ 又は 2 のうちいずれか小さい数値	$(0.07/4) \cdot F$ 又は 0.9 のうちいずれか小さい数値	長期に生ずる力に対する圧縮又は曲げ引張りの許容応力度のそれぞれの数値の2倍とする。		長期に生ずる力に対する斜め引張りの許容応力度の数値の1.5倍とする。
この表において、 F 及び σ_e は、それぞれ次の数値を表すものとする。 F 設計基準強度（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン） σ_e 有効プレストレス量（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン）					

五 遠心力高強度プレレストレストコンクリートくい（JIS A5373（プレキャストプレレストレストコンクリート製品）—2004 附属書五 プレストレストコンクリートくいに適合するものをいう。）に用いるコンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。この場合において、設計基準強度は1平方ミリメートルにつき80ニュートン以上としなければならない。

長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン）			短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン）		
圧縮	曲げ引張り	斜め引張り	圧縮	曲げ引張り	斜め引張り
$F/3.5$	$\sigma_e/4$ 又は 2.5 のうちいずれか小さい数値	1.2	長期に生ずる力に対する圧縮又は曲げ引張りの許容応力度のそれぞれの数値の2倍とする。		長期に生ずる力に対する斜め引張りの許容応力度の数値の1.5倍とする。
この表において、 F 及び σ_e は、それぞれ次の数値を表すものとする。 F 設計基準強度（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン） σ_e 有効プレストレス量（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン）					

六 前各号の規定にかかわらず、くい体の構造方法及び施工方法並びに当該くい体に用いるコンクリートの許容応力度の種類ごとに応じて行われたくい体を用いた試験により構造耐力上支障がないと認められる場合にあっては、当該くい体のコンクリートの許容応力度の数値を当該試験結果により求めた許容応

力度の数値とすることができる。

七 くい体又は地盤アンカー体に用いる緊張材の許容応力度は、平成13年国土交通省告示第1024号第1第17号の規定を準用しなければならない。

八 くい体又は地盤アンカー体に用いる鋼材等の許容応力度は、令第90条に定めるところによらなければならない。ただし、鋼管ぐいにあつては、腐食しろを除いたくい体の肉厚をくい体の半径で除した数値が0.08以下の場合においては、圧縮及び曲げに対する許容応力度に対して、次に掲げる式によって計算した低減係数を乗じるものとする。

$$Rc = 0.80 + 2.5 \cdot [(t - c) / r]$$

この式において、 Rc 、 t 、 c 及び r は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Rc 低減係数

t くい体の肉厚（単位 ミリメートル）

c 腐食しろ（有効な防食措置を行なう場合を除き、1以上とする。）（単位 ミリメートル）

r くい体の半径（単位 ミリメートル）

2 くい体に継手を設ける場合にあつては、くい体に用いる材料の長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度は、継手部分の耐力、剛性及び靱性に応じて低減させなければならない。ただし、溶接継手（鋼管ぐいとする場合にあつては、日本工業規格 A5525（鋼管ぐい）-1994 に適合するものに限る。）又はこれと同等以上の耐力、剛性及び靱性を有する継手を用いる場合にあつては、この限りでない。

附 則

1 略

2 昭和46年建設省告示第111号は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

川崎市宅地造成等規制法施行細則

昭和47年3月31日規則第78号

(趣旨)

第1条 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)の施行については、法、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)及び宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

第2条 削除

(許可申請書の添付図書)

第3条 省令第4条第1項に規定する許可申請書(以下「許可申請書」という。)には、同条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 当該工事を施行する土地及びその周辺の土地の公図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図)の写し
- (2) 当該工事を施行する土地の区域に他人の所有に係る土地が含まれる場合には、当該土地所有者の土地使用承諾書及び印鑑証明書
- (3) 政令第16条に規定する工事を行う場合においては、当該工事の設計者が政令第17条に定める資格を有する者であることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める図書

(許可申請の取下げの届出)

第4条 法第8条第1項本文の規定による許可の申請者は、当該申請を取り下げようとする場合は、宅地造成に関する工事の許可申請取下届(第1号様式)により、市長に届け出なければならない。

(不許可通知)

第5条 法第10条第2項に規定する不許可の通知は、宅地造成に関する工事(工事計画変更)不許可通知書(第2号様式)により行う。

(国又は都道府県の協議)

第6条 法第11条(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による市長との協議を行おうとする者は、宅地造成に関する工事の協議申出書(第3号様式。以下「協議申出書」という。)に、省令第4条に規定する図書及び第3条各号に掲げる図書を添えて市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の申し出を受けた場合においては、遅滞なく、当該協議に応じ、適当と認めるときは、

協議申出書の副本の協議成立通知欄に所要の記載をしたものによって通知する。

(工事着手の届出)

第7条 法第8条第1項本文の規定による許可を受けた工事(以下「許可工事」という。)の造成主は、当該工事に着手したときは、直ちに、現場管理者の住所及び氏名を明記した工事着手届(第4号様式)に、工事工程表を添えて市長に届け出なければならない。

(許可済の標識の掲示)

第8条 許可工事の造成主又は工事施行者は、当該許可に係る工事現場の見やすい場所に、許可済の標識(第5号様式)を法第13条第2項の規定による検査済証の交付を受けるまでの間、掲示しておかなければならない。

(変更の許可)

第9条 法第12条第1項の許可を受けようとする者は、宅地造成に関する工事計画変更許可申請書(第6号様式。以下「変更許可申請書」という。)に、省令第25条に規定する図面のほか、宅地造成に関する工事計画変更概要書(第7号様式)及び第3条各号に掲げる図書のうち市長が必要と認めるものを添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、許可の決定をしたときは変更許可申請書の副本の変更許可通知欄に所要の記載をしたものにより、不許可の決定をしたときは宅地造成に関する工事(工事計画変更)不許可通知書により申請者に通知する。

(軽微な変更の届出)

第10条 法第12条第2項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成に関する工事計画変更届(第8号様式)に、第3条各号に掲げる図書のうち市長が必要と認めるものを添えなければならない。

(擁壁の代替措置)

第11条 政令第15条第1項の規定により、河川、池沼、公園、広場その他これらに類する場所で災害の防止上支障がないものに接する崖については、石積み、編柵その他市長が災害の防止上支障がないと認めるものの設置をもって、政令第6条の規定による擁壁の設置に代えることができる。

(緊急措置)

第12条 許可工事の造成主、工事施行者又は現場管理者は、当該工事の施行に伴い災害が発生し、又は他に危害を及ぼすおそれが生じたときは、直ちに、必要な措置をとるとともにその状況を市長に報告しなければならない。

(工事施行状況の報告)

第13条 許可工事の工事施行者は、次の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる報告事項について、その位置及び施行状況を明らかにした写真その他の資料による報告書を作成し、当該工事の完了後、すみやかに、市長に提出しなければならない。

工事の種類	報告事項
擁壁工事 (高さが3メートル以下のものを除く。)	1 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎ぐいの耐力並びに基礎及び壁体の配筋 2 練積み擁壁の壁体の厚さ又は組積材及び裏込めコンクリート造の厚さ 3 擁壁の水抜き穴及びその周辺
盛土工事	1 急傾斜面に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置 2 盲排水管の施設状況

(廃止の届出)

第14条 許可工事の造成主は、当該工事を廃止したときは、遅滞なく、宅地造成に関する工事の廃止届(第9号様式)に、次の各号に掲げる図書を添えて市長に届け出なければならない。この場合において、当該工事に着手していないときは、第1号及び第2号に掲げる図書を添えることを要しない。

- (1) 廃止時における当該土地の状況を記載した図書及び写真
- (2) 防災措置に関する図書
- (3) 宅地造成に関する工事の許可通知書
- (4) その他市長が必要と認める図書

(法第8条第1項又は第12条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付の申請)

第15条 省令第30条の規定により法第8条第1項又は第12条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を求めようとする者は、宅地造成等規制法第8条第1項又は第12条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付申請書(第10号様式。以下「適合証明交付申請書」という。)に、市長が必要と認める図書を添えて市長に申請しなければならない。

(身分証明書の様式)

第16条 法第6条第1項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)及び第2項に規定する身

分を示す証明書は、第11号様式による。

(許可申請書等の提出部数)

第17条 法、省令及びこの細則の規定による許可申請書、協議申出書、変更許可申請書、届出書、報告書、適合証明交付申請書その他の書類及びこれらに添付する図書(次項において「申請書等」という。)の提出部数は、許可申請書、協議申出書、変更許可申請書及び適合証明交付申請書並びにこれらに添付する図書にあつてはそれぞれ正本1通及び副本1通とし、届出書、報告書その他の書類及びこれらに添付する図書にあつてはそれぞれ正本1通とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、申請書等の部数を増して提出させることができる。

(委任)

第18条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この細則は、昭和47年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この細則施行の際、神奈川県宅地造成等規制法施行細則(昭和37年神奈川県規則第52号)の規定により作成された書類及び図面で現に使用中のものは、なお当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則(平成20年10月31日規則第111号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

書式 略

宅地造成に係る工事着手の取扱いについて

16川ま開第445号
平成16年12月28日
まちづくり局長

宅地造成等規制法（以下「法」という。）に規定する宅地造成に係る工事着手の取扱いは次のとおりとする。

法による宅地造成については、宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行なう土地の形質の変更で施行令第3条各号に定めるものを行うこととし、許可が必要であると規定している。宅地造成に係る工事着手については、造成主の意思によって行う工事で、その工事により宅地造成によって完成する結果としての土地の形質の変更が行われたものであるかが判断基準となる。

したがって、造成主が、宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において、樹木の伐根、仮設通路築造に係る造成等の行為により土地の形質の変更で施行令第3条各号に定めるものは、工事着手として取扱うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この取扱いは、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この取扱いの施行の日前に法第8条第1項の規定による許可の申請のあった宅地造成については、この取扱いは適用しない。

宅地造成等規制法第2条第2号の規定による土地の形質の変更に係る取扱基準

21川ま情第1234号
平成21年9月29日
まちづくり局長

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第2条第2号の規定による「土地の形質の変更」で宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「施行令」という。）第3条第4号に規定する切土又は盛土をする土地の面積については、次のとおりとする。

施行令第3条第4号に規定する切土又は盛土とは、同条第1号から第3号のいずれにも該当しない切土又は盛土であるが、当該切土又は盛土の高さが現況に対し30センチメートル以内の場合は、土地の不陸を整正する程度の軽微な行為であるため、当該土地の部分の面積は、施行令第3条第4号に規定する切土又は盛土する土地の面積には含まないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この取扱基準は、平成21年10月1日から施行する。
（許可の申請等のあった宅地造成に関する経過措置）
- 2 この取扱基準の施行の際現に法第8条第1項の規定によりされている許可の申請又は第11条の規定によりされている協議の申出であって、この取扱基準の施行の際、許可若しくは不許可又は協議成立の処分若しくは協議不成立の判断がなされていないものに係る土地の形質の変更の取扱については、適用しない。
（変更の許可の申請等のあった宅地造成に関する経過措置）
- 3 この取扱基準の施行日前に法第8条第1項の規定により許可の処分がなされたもの若しくは第11条の規定による協議が成立し宅地造成の許可があったとみなされるもの又は前項の規定によりなお従前の例によることとされ第8条第1項の規定により許可の処分がされたもの若しくは第11条の規定による協議が成立し宅地造成の許可があったとみなされるものの法第12条第1項の規定による変更の許可の申請又は第12条第3項において準用する第12条第1項の規定による変更の協議の申出に係る土地の形質の変更の取扱については、適用しない。

関係法令等

〈メモ欄〉